

30北福介第3338号

平成31年1月23日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

北区健康福祉部

介護保険課長 浅香 伸子

(公印省略)

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数が多いケアプランの届出について（通知）

平成30年10月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護の生活援助のサービス提供回数が国の定める回数以上となる場合には、当該利用者に係る居宅サービス計画書（以下、「ケアプラン」という）を区に届け出ることが義務付けられました。

つきましては、下記のとおり該当するケアプランの届出をお願いいたします。

記

1 対象となるケアプラン

生活援助が中心である訪問介護サービスが、1月につき次の回数以上となるもの。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※身体介護と組み合わせているもの（例：身体1生活2など）は、対象となりません。

2 適用年月日および期限

平成30年10月1日からの適用となります。

したがって、10月以降に作成又は変更したケアプランについて、翌月の末日までに届出をお願いします。なお、軽微な変更は対象となりません。

例) 平成30年10月1日に作成したもの → 届出期限 平成30年11月末日

例) 短期目標期間のみの更新＝軽微な変更「目標期間の延長」に該当するため、対象となりません。

3 提出書類

- (1) 訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数が多いケアプラン届出書
- (2) ケアプラン（第1表～第7表）の写し

※第1表は、利用者へ交付し署名があるものを提出してください。

※第5表は、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページのみの提出をお願いします。

- (3) アセスメント表の写し（基本情報含め課題分析標準項目を記載したもの）
- (4) 課題整理総括表（様式指定あり）
- (5) 訪問介護計画書の写し（訪問介護事業所から提供を受けたもの）

4 提出先

介護保険課給付調整係まで、郵送または持参してください。

5 その他

提出していただいたケアプランについては選定の上、検討する予定ですが、生活援助中心型サービスが一定回数以上であることをもって、サービスの利用制限を行うものではありません。利用者は様々な事情を抱えていることを踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止にとって良いサービスが提供されるよう多職種協働での検討を行います。

対象となる介護支援専門員へは別途ご連絡をいたします。

6 参考資料

- ・介護保険最新情報 Vol. 6 5 2 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の交付について
- ・東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行要領

郵送用ラベル ※郵送の際は、下記点線枠を切り取ってご使用ください。

〒114-8508

北区王子本町1-15-22

第1庁舎1階13番窓口

北区役所 健康福祉部 介護保険課 給付調整係 行

電話 3908-1286

<ケアプラン在中>